

第二十二回国会 衆議院 地方行政委員會議録第八号

昭和三十年五月十八日(水曜日)

午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事安藤 覺君 理事池田 清志君

理事古井 喜實君 理事鈴木 直人君

理事前尾繁三郎君 理事加賀田 進君

理事門司 亮君

唐澤 俊樹君 木崎 茂男君

渡海元三郎君 徳田與吉郎君

丹羽 兵助君 長谷川四郎君

藤尾 弘吉君 山崎 巖君

吉田 重延君 川村 繼義君

北山 愛郎君 五島 虎雄君

坂本 泰良君 中井徳次郎君

西村 彰一君

出席國務大臣

國務大臣 川島正次郎君

出席政府委員

自治政務次官 永田 亮一君

總理府事務官(自治行政部長) 後藤 博君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

五月十六日

入場譲与税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

同月十三日

地方財政再建に関する請願(床次徳二君紹介)(第五六三三号)

同(床次徳二君紹介)(第五九三三号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第六一九号)

大規模償却資産に対する固定資産税課税改正に関する請願(野依秀市君紹介)(第五六四号)

クリーニング業に対する事業税軽減に関する請願(中村三之丞君紹介)(第五六五号)

同(横井太郎君紹介)(第五九四号)

遊興飲食税法の一部改正に関する請願(床次徳二君紹介)(第五六六号)

建築板金業に対する事業税撤廃に関する請願外三件(春日一幸君紹介)(第五六七号)

同(三輪壽壯君紹介)(第五六八号)

同(大矢省三君紹介)(第五六九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十七日

地方財政再建に関する陳情書外十一件(北海道議會議長長村吉外十一名)(第一〇三三号)

同外九件(埼玉県議會議長長井政太郎外七名)(第一二九号)

地方制度改革に関する陳情書(全国知事会長安井誠一郎)(第一〇四号)

合併町村の育成強化に関する陳情書(茨城県町村議會議長長田中重次郎)(第一三〇号)

町村合併に伴う職員退職金国庫補助

助に關する陳情書(愛媛県町村会長 得能久吉)(第一四一號) 個人事業税の基礎控除引上げに關する陳情書(八尾市議會議長長谷口安吉)(第一四二號) 中小企業者に対する事業税軽減に關する陳情書(新潟県商工会議所連合会頭和田閑吉外二名)(第一七〇號) を本委員会に送付された。

本日の會議に付した案件

入場譲与税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

昭和三十年度地方財政計画に關する件

○大矢委員長 これより會議を開きます。

理事會の申し合せによりまして、十六日本委員会に付託になりました入場譲与税法の一部を改正する法律案の提案理由について、まず政府当局より説明を聴取いたしましたと思ひます。川島自治庁長官。

入場譲与税法の一部を改正する法律案

入場譲与税法の一部を改正する法律案

入場譲与税法(昭和二十九年法律第百二二號)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
七月	前年度三月における同月において収納すべき入場税の収入額の見込額と同月において収納した入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる入場税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十分の九に相当する額

十月	七月から九月までの間の収納にかかる入場税の収入額の十分の九に相当する額
十一月	十月から十二月までの間の収納にかかる入場税の収入額の十分の九に相当する額
十二月	一月及び二月における収納にかかる入場税の収入額と三月において収納すべき入場税の収入額の見込額との合算額の十分の九に相当する額

附則 附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行し、昭和三十年度分の入場譲与税から適用する。

2 昭和三十年度に限り、改正後の入場譲与税法第一条中「入場税の収入額の十分の九」とあるのは、「入場税の収入額」と読み替えるものとする。

3 昭和三十年度に限り、改正後の入場譲与税法第三条第一項の表は、次の表のとおり読み替えるものとする。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
七月	四月から六月までの間の収納にかかる当該年度の入場税の収入額に相当する額から入場譲与税法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第 号)による改正前の入場譲与税法第三条第一項の規定により昭和三十年六月において譲与した額を控除した額
十月	七月から九月までの間の収納にかかる入場税の収入額に相当する額
十一月	十月から十二月までの間の収納にかかる入場税の収入額に相当する額
十二月	一月及び二月における収納にかかる入場税の収入額と三月以後において収納すべき当該年度の入場税の収入額の見込額との合算額に相当する額

4 昭和三十一年度に限り、改正後の入場譲与税法第三条第一項の表

中「前年度三月における同月において収納すべき入場税の収入額」

見込額と同月において収納した入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる入場税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の十分の九に相当する額」とあるのは、「前年度三月における同月以後において収納すべき前年度の入場税の収入額の見込額と同月以後において収納した前年度の入場税の収入額との差額を四月から六月までの間の収納にかかる当該年度の入場税の収入額の十分の九に相当する額に加算し、又はこれから減額した額」と読み替えるものとする。

○川島国務大臣 たいだいま提案された入場譲与税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明いたします。入場譲与税法は、申し上げるまでもなく、昨年の第十九回国会において成立を見たものであります。この入場譲与税法によりまして、昭和三十年度におきましては、本年四月から来年二月までの間に収納した入場税の収入額すなわち十一月から三月までの間の十分の九に相当する額を譲与することになっておるのであります。もし入場税が地方税でありますならば、毎年四月から三月までの間に納入されたものは、そのままその年度の都道府県の歳入となるべきものであります。従つて府県の財政も窮乏でありますので、国が当該年度分の入場税として収入した額は、これをそのまま当該年度において入場譲与税として都道府県に譲与したいと考えたのであります。

このような趣意によりまして、入場

譲与税の譲与の時期を七月、十月、一月及び三月に改め、七月、十月及び一月においてはそれぞれ前三カ月間に収納した入場税の収入額を、三月においては一月及び二月に収納した入場税の収入額に三月の収入額の見込額を加えたものをそれぞれ譲与することとし、三月の収入見込額と収入額との差額についての精算は次の譲与時期において行うものとしたものであります。次に、昭和三十年度に限り、入場税の収入額の全額を入場譲与税として譲与することとしたしましたが、これも現下の地方財政の状況がこのほか逼迫しておることにかんがみてとられた特別措置であります。

以上今回の入場譲与税法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由及びその概略を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重審議の上すみやかに本法律案の成立を見ますようお願いいたします。次で地方財政計画について政府当局より説明を取扱いたしたいと思ひます。川島国務大臣。

○川島国務大臣 たいだいまお手元に配付いたしました昭和三十年度地方財政計画について、その概略を御説明申し上げます。

昭和三十年度地方財政計画の策定に当りましては、わが国経済の現状にかんがみ、国の予算編成の方針に呼応して、極力その財政規模の合理的縮減を期待するとともに、多数の地方団体が多額の赤字に呻吟いたしておられます地方財政の状況に照らして、過去の赤字を整理し財政の再建を促進することを念願し、次の事項を具体的指針として策定したのであります。すなわちその

第一は行政事務及び地方行政機構の簡素化を推進することであり、その第二は国の経費節減の方針に呼応して地方団体の自主的努力による経費の節減を期待するとともに、収入の確保を期することであり、その第三は町村の合併を促進することであり、その第四は国の補助金等の整理合理化によつて地方負担を軽減することであり、その第五は地方道路譲与税の創設等地方自主財源の充実をはかることであり、その第六は地方財政再建整備の促進のため適切な法的措置を講ずることであり、

右方針に基き、本計画策定の前提といたしまして地方行政制度の改正点を申し上げ、第一に新たに地方道路譲与税を創設すること、第二に入場譲与税法の一部を改正して三分分の入場税を繰り上げ譲与することとする

こと、第三に昭和三十年度に限り、入場税の全額を入場譲与税として譲与すること、第四に昭和三十年度に限り、たばこ専売特別地方交付税及び譲与税特別会計へ三十億円を繰り入れ、たばこ専売特別地方交付金として地方交付税交付金の総額に加えて交付すること、第四に地方税法の一部を改正して道府県民税法人税割及び市町村民税法人税割の税率、軽油自動車にかかる自動車税の税率について調整を行う等の措置を講ずること、第五に義務教育費国庫負担金制度の一部を改正して負担金の制限を受ける団体を地方交付税の不交付団体に限定すること、第六に地方財政再建促進特別措置法を制定して、赤字地方団体に對しては再建整備計画の樹立及び実行を条件として歳入欠陥債の発行を認めることとし、利子補給を

行うこととする。同時に、地方財政の健全性の確保をはかるため、寄附金等の支出に對する制限を設ける等の特別措置を講ずることとする等の諸点であります。なお、行政事務及び行政機構の簡素合理化につきましても、一昨行われまして地方制度調査会の答申に基き、別途制度の改正を準備いたしておられます。ただ、従来から問題とされておられます。いわゆる既定財政規模の修正、すなわち現行の地方財政計額と、財政運営の実態との相違点の修正につきましても、それが主として給与関係経費にあることにかんがみ、たいだいま実施いたしております給与実態調査の結果が判明し次第、給与の適正化等に関する諸措置ともに行うものとし、今後は一応これを見送ることとしたのであります。

以上のような前提のもとに、昭和三十年度の地方財政規模を算定いたしました結果、その歳出規模は九千七百六十一億五千余円となり、昭和二十九年

次に歳出及び歳入の増減額のうちおもなるものについて簡単に御説明申し上げます。先ず歳出面の消費的経費の増減であります。そのおもなるものは、一、本年度小、中学校合せて七十七万余人の生徒児童の増加に對して必要な増加教職員の人件費及び物件費の増加に要する経費の増加額五十四億四、二、一般職員及び教職員の昇給に伴う経費の増加額七十二億四、三、公債費の増加額百十八億四、四、警察制度改正の平年度化に伴う経費の増加額五十三億四、五、地方選挙に要する経費の増加額十七億四、六、奄美大島にか

かる経費の振替算入に伴う増加額十億四、七、人口の自然増加に伴う経費の増加額十四億四等の増加額と、八、昨年度より実施中の行政整理の進行に伴う経費の減少額五十六億四、九、町村合併に伴う消費的経費の節約額二十八億四、十、普通補助金の増減及び改廃に伴う経費の減少額二十一億四、十一、旅費、物件費、国に對する寄附金等の抑制及び地方行政事務の簡素合理化等に伴う経費節減額百十五億四等の減少額が見込まれ、差引合計百十八億四の増加となつております。

次に歳出面の投資的経費の増減のおもなるものを申し上げます。一、失業対策事業費の増加額五十五億四、二、町村合併に伴う新町村建設計画に基く単独事業費の増加額四十二億四、三、住宅公団に對する出資金の増加額十六億四、四、奄美群島復興事業費の振替算入に伴う増加額七億四等の増加額と、五、住宅、文教施設、食糧増産事業等を含むいわゆる一般公共事業の減少額五十六億四、六、公共災害復旧事業費の減少額七十八億四、七、単独災害復旧事業費の減少額六十七億四、八、

これらの昨年度に對する経費の増減を見込みました結果、歳出の規模は地方交付税の交付団体において七千二百二十二億四、不交付団体においては、その収入の規模に應じて行われていた財政計画算入外の歳出規模九十八億四を加えて二千六百四十億四、合計九千七百六十二億四となつたのであります。次に歳入面についての増減を申し上げます。一、地方税において自然増

取八十億円、税法改正による減収二十
九億円を含めて増収額五十一億円、一、
入場課税法の改正、揮発油課税と伴
う課税の減収額二十七億円、三、地
方交付税の増加額百三十三億円、四、
たばこ専売特別地方交付金三十億円、
五、義務教育国庫負担金、公共事業費
補助金、失業対策事業費国庫負担金等
の増減による国庫支出金の減少額十二
億円、六、地方債の減少額百一十一億
円、七、競馬競輪の平日開催禁止、高
等学校の生徒増等による雑収入の増減
が差引六億円の減等でありまして、差
し引き合計昨年度に比して五十八億円
の増加であり、歳入の規模は地方交付
税の交付団体において七千六百二十二億
円、不交付団体において二千六百四十
億円、総計九千七百六十二億円となつ
ておるのであります。以上が昭和三十
年度地方財政計画の概要であります。

最近の地方財政の状況はますますそ
の困窮の度を強め、多数の地方公共団
体が財源の不足に呻吟いたしておりま
すことはまことに遺憾とするところで
あります。政府といたしましては、つ
とにこれが対策として、過去における
赤字の整理と将来にわたる赤字原因の
根絶について検討を加えて参つたので
ありまして、すでに生じた赤字の整理
につきましましては、今回地方財政再建促
進特別措置法の制定を考慮しており、
赤字原因の根絶につきましましては、根
本的には地方制度の改革を検討しつ、可
及的に地方行政制度の改正を準備い
たしておるのであります。今後この
地方財政計画の実施を通じて、誠心誠意
地方財政の改善合理化に努め、もつて

将来の措置に対する基盤をつちかつて
参りたいと存じております。
以上御説明申し上げました。
○大分委員 次に財政部長より補足
説明を求めます。後藤財政部長。
○後藤政府委員 ただいまの大臣の御
説明を補足したいと思ひますが、
お手元に説明資料をお配りしてござい
ますので、大体その資料を中心に、簡
単にお話を申し上げさせていただきます
と思ひます。
本年の財政計画におきまして、昨年
の財政計画と変えた点をまず最初
に申し上げたいと思ひます。今年の財
政計画は、昨年の補正後の既定規模が
九千八百三億でございます。そのうち
から直轄工事の分担金分、これは交付
公債にしてありますので、今年の計画
からは落してあります。従つて直轄分
担金分を落したものを既定財政規模と
いうふうにいいたしております。その総
額は九千七百億くらいになります。

第二の点は、本年から財政計画を交
付団体、不交付団体というふうにはつ
きり分けて計算をしておるということ
であります。従来は交付団体分、不交
付団体分を突っ込みの計算で出し、そ
して、市町村分という格好で出して
おりましたが、その計算方式にいろい
ろ疑問の点もございまして、不正確
の点もまたあつたわけでありまして、
この点交付、不交付の区分を今年には
つきりいたしましたのであります。やり方
は二十八年度の決算を基礎にいたしま
して区分をいたしました。その上に警
察の振りかえ分を別計算をいたしまし
て、その修正をいたしましたのでありま
す。市町村につきましましては決算の不明
なものがございまして、それは二十

九年度の基準財政需要額によりまして
区分をいたしております。
第三の点は、交付団体の計画外の歳
出の項を新設いたしております。これ
は一番下の行から二行目のところにC
として地方交付税の不交付団体にお
ける財政計画外の歳出というふうにし
てあります。これは従来は超過財源の
額というふうにしてそこで増減を一本
にしてやっておつたのであります。不
交付団体における収入の規模に應じ
て財政計画における歳出の規模を越え
て行われておる歳出があるのでありま
すが、この歳出をここではつきりいた
していき、こゝろいう意味でこの従
来のやり方を新しく変えたわけであり
ます。大体以上大きく三点につきまし
て財政計画を変えております。

新しい三十年計画の消費的経費の中
から申し上げますと、先ほど申しまし
たような格好で既定規模を変えてお
りますが、消費的経費は既定規模は六千
七百七十六億一千九百万円でありま
す。三十年度の新規財政需要額は二百
三十三億四千万円でありまして、増加
いたします項につきまして申し上げま
すが、まず第一に教員増加に伴う給与
費の増、旅費を含んだものであります
が、これは総額四十億九千三百万円に
なつております。これは御存じの通り
児童生徒が本年に約七十七万人ばかり
ふえて参る、小学校で五十二万三千
人、中学校で二十四万七千人ふえて参
ります。このふえをまず児童生徒に対
する教員の増加を計算をいたしたので
ありますが、その計算の方式はあとの説
明資料にございまして、二十九年度の平
均の学級編成をとりまして、その上に
小学校につきましては一学級について

一人、中学校につきましては一学級に
ついて一・四人の増加がある、こゝろ
計算で出したのであります。そうい
う計算で出しますと、小学校につきま
しては九千七十一人の教員の増加を必
要といたします。中学校につきまして
は五千二百六十六人の増加を必要と
いたします。その小中学校の教員数の増
見合ひものをここに計上いたしましたの
であります。教員の増は小中学校合せ
して一万四千九百九十七人ということ
になります。それから旅費を含んでお
ると書いてありますが、その旅費は教員
増によりまして一人四千円の計算で
もつて従来通り旅費を見ております。

次の児童生徒増に伴う物件費の増、
これは児童生徒がふえますと机やいす
が必要になつて参ります。そのほかの
備品も必要になつて参ります。小
学校につきましては千五百七十八円、
中学校につきましては千七百九十三円
の備品が一人について必要であ
る。こゝろ計算のもとに物件費の増
を見たわけでありまして。
第三は一般職員及び教育職員の昇給
に伴う給与費の増、これは一般職員及
び教職員の昇給が毎年行われておりま
して、従来は二・五割ずつ昇給を見て
おります。その二・五割分の昇給をこ
こに見たわけでありまして、一般職
員の昇給分はこのうちで三十七億、そ
れから教員の昇給分が三十四億あるわ
けであります。合せて七十一億六千八
百万円の増加になります。それから次
の行政整理に伴う経費の増減額、これ
は五十五億七千万円の減になります。
これは昨年と本年とで県、五大市につ
きましては五・五割それから市につ
きましては五割、町村につきましては

一・七割の整理を二カ年間でやること
になつております。そのうちで市町村
の分は率が低いので昨年全部やるとい
う計画にいたしておりまして、県と五
大市と一般市の分だけがことしの計画
になるわけでありまして。ことしは県、
五大市が二・五割それから市が二割整
理をすることになるわけでありまして。
二年間に大体二万八千人だけ整理をす
ることになつておりました。整理の数
は県が四千八百人、市町村が三千五百
人、合せて本年度分は八千三百五十人
ということになつております。その
整理をいたしますと経費が削減いた
します。まず給与費及び旅費物件
費等の減があるわけでありまして。こ
れが八十一億四千六百万円、このうち給
費が五十九億、旅費、物件費が二十二億
であります。それから一方に退職手当
及び恩給費等の増がございまして。そ
れが二十五億七千六百万円でありま
す。うち退職金分が二十億一千百万円、恩
給費が五億六千五百万円でありま
す。それから次の第五の警察費の平年度化
に伴う経費の増、これは二十九年度の警
察の財政規模は四百十三億でございま
したが、本年度の警察の規模は四百六
十七億というふうな想定をいたしてお
ります。そのうちで昨年は九カ月分を含
んでおりますので、その平年度化に
伴うものが三十五億、それから新しく
必要の増加したものが十八億とござい
ます。平年度化のもの三十五億と必要増
十八億、合せて五十三億をそこに増
として載せたわけでありまして。それか
ら次に公債費の増であります。公債
費は昨年と比べて百十七億七千四百
円増加いたします。このうち県が七十
七億、市町村が四十億ばかりになりま

三

三

三

す。既定規模の中にも公債費がありま
すので、それを合せますと、本年
度支払すべき公債費の総額は五百十億
に相なります。五百十億のうち元金が
二百三十四億、あと残りの二百七十億
が利子ということに相なります。七項
の人口等自然増加に伴う経費の増、こ
れは人口が百十八万人ばかりふえま
すので、それに伴いましていろいろの
物件費がふえて参ります。従来通りの
計算で参りますと、約十四億一千三百
万円増加になります。このうち県が
七億、市町村が六億くらいになりま
す。それから次の選挙に要する経費の
増減額、十七億四千万円、これは次に
ありますように地方選挙に要する経
費、府県議会及び市町村の議員及び首
長の選挙に要する経費でありまして、
二十一億百万円、県の分が十二億、市
町村の分は約八億であります。次の
農業委員会等選挙関係経費の減三億
六千万円、これは昨年は選挙があり
ましたが、本年は選挙がございませ
んので、落ちておるわけでありませ
ん。これは市町村合併を行いますと経
常経費が落ちて参ります。従来の実
績を基礎にいたしますと、大体一
町村五年間くらいに二百万円くらい
の経常費が落ちております。これは人
口三千ぐらいの町村が四力町村くらい
合併した場合を見ますと、大体六百
万円くらい経常経費が落ちておりま
す。それを町村で割りますと大体二百
万円くらい経費が節減されるわけであ
ります。ところがこれは一度に落ちな
いで、年々だんだん大きく落ちて行く
わけでありませぬ。その最初の合併の年
は落ちませぬが、翌年から少しづつ落

ちて行きます。それを計算いたしまし
て、町村合併による減が二十五年以降
大体の合併町村につきまして調べたと
ころでは、大体二十七億六千二百万円
ぐらゐは落ちるだらう、こういふこと
であります。次の奄美群島に係る経費
の計画算入による増、これは従来奄美
群島に係る経費は財政計画の外に出し
ておりました。それをこのたびから財
政計画の中に入れて参ります。従来は
特別交付税でもって操作をいたしてお
ったのでありますが、特別交付税でな
くて、奄美群島の経費の一部を特別交
付税の形で処理しておいたのでありま
す。それを今度は財政計画の中に入れ
て参っております。これは人件費が約七
億、行政費が約三億、その他特別の需要
が少しばかりございませぬ。合せて十億六
百万円、次の普通補助金の増減及び改
廃に伴う経費の増減、これは国の補助
金の整理が行われておりました、国庫
補助金が普通補助金で昨年よりも十五
億ばかり減っております。本年の普通
補助金のうちの国庫補助金の総額は六
百五十一億であります。昨年より十一
億減っております。それに見合るとこ
ろの地方負担は三百二十八億、去年よ
りも負担は少しふえておりました。総事
業費は九百八十一億円、昨年よりも事
業費全体としてはちよっと減った程度
になっております。総額としてはそ
うであります、大きく減つたものを申
しますと、生活保護の関係で、地方
を合せまして十億ばかり減つておりま
す。しかし児童保護の関係では逆に十
一億ばかりふえておりました。各省で申
しますと、通産省の関係が約七億ばか
り中小企業との関係がふえておりました。

そのほか財源振りかえが行われたもの
がございませぬ。これはいわゆる交付税
回しと称しておりました、補助金をな
くして交付税の計算に入れる、これは
市町村農業委員会の経費なにかがそ
うであります。その他こまかいものの増
減がありますが、それは別な表に出て
おります。差し引きまして約二十億八
千五百万円の財政需要が減るわけであ
ります。
それから第三項の節減等に伴う経費
の減、これは旅費、物件費及び交際費
の節減額、これは国の方で旅費、物件
費、交際費の節減を一五%やりますの
で、それに見合ひまして地方団体でも
同じような方式でもって節約いたしま
すと八十四億三千万円に相なります。
それから次の寄付金等の抑制による節
減額、これは法令に基かない寄付負担金
の、地方の決算を見ますと相当ござい
ます。そういうものの節減を二十四億
九千四百万円見たわけでありませぬ。こ
れは国に対する寄付ばかりではござい
ませぬ。国以外のものも含めておりま
す。国のもの以外は大體四分の一ぐら
い減らせるといふことになっておりま
す。これに必要な法律的な措置をしな
ければなりません、それは再建整備
関係の法律の中で、地方財政法の改正
の規定を入れて指導していきたい、か
ように考えております。それから第三
の地方行政事務費の簡素合理化による
節減額、これは地方自治法の改正が今
国会に提案されることになりまして、
御審議を願うのであります、議会の
盛られておりますので、これに見合ひ
ものとして六億一千六百万円の減を立
てたわけでありませぬ。合せまして、消

費的経費の総計は、既定規模と合せま
すと、六千八百九十四億二千万円に相
なるわけでありませぬ。
次に投資的経費であります、投資
的経費は、昭和二十九年度地方財政計
画における財政規模は二千九百二十七
億一千四百万円でありましたが、三十
年度は逆に公共事業費等は落ちまし
て、従来より八十一億五千万円の減に
なります。
そのうちで公共事業費の増減であり
ますが、公共事業費は百三十四億七千
七百万円減になっております。これは
一般公共では五十六億六千七百万円、
災害で七十八億一千万円の減になるわ
けであります。一般公共のうちで増減
のはげしいものを申しますと、食糧増
産費関係が、国の補助金も大きく落ち
ております、地方負担も減つており
ます。合せて二十八億ばかり規模とし
ては減つて参ります。公営住宅の量
も、公団がございませぬ関係で減つて参
っております。規模も落ちておりますの
で、その関係で、国の補助金及び地方
負担を合せまして、二十四億ばかり財
政需要が落ちて参ります。そういうも
のは大きいものでありまして、ほかの
方の公共事業費の関係は多少出入りが
あります。これは別表の中にこまかく
書いてあります。
それから災害関係であります、災
害関係は、二十八年度の災害が大きく
落ちて参ります。公共災害で百五十三
億ばかり、国の補助金及び地方負担が
減つて参ります。その関係で、災害関係
は大きく落ちて参ります。七十八億だ
け落ちてくるわけでありませぬ。これは
国の計画では、二十八年度の災害は本

年度では六割五分までおむね復旧す
る予定になっております。
それから次の失業対策事業費の増、
これは事業費が昨年よりもふえており
ます。事業費の総額は二百八十九億で
ありまして、うち一般失対が二百三十
七億、特別失対が五十四億になってお
ります。国の補助金が四十八億、地方
負担分が七億、合せまして五十四億九
千九百万円の財政需要がふえて参りま
す。
それから次の単独事業費の増減、こ
れは単独事業費としては五十億七千
万円減でございませぬ。一般関係は大
した動きはありませんが、ただ地方公
共団体が公団に大體十六億出資する
ことに相なつております。その十六億
の出資分だけ、新しい財政需要の増
として計上いたしておりました。次の災
害関係であります、これは二十八
年度災害の分が単独事業費では大きく落ち
て参りますので、その結果落ちたので
あります。国の事業と違ひまして、単
独災害の分は二年間で大體事業を完成
していきという建前に立つております
ので、二十八年度は二十八年度と三
十九年度でしてしまひましたから、三
十年度としては大きく落ちてくるわけ
であります。従つて六十六億七千万円
の減になります。
それから次の、町村合併に伴う新町
村建設計画に基づく単独事業費の増四十
二億二千七百万円でありませぬ、これ
は先ほど経常費の方で申しましたが、こ
れは町村合併によつて一方において経常経
費が節減されますが、逆に単独の事
業がふえて参ります。かりに経常の節
減されたものだけの分量が逆にまた一
方にふえていくといたしますと、同

じような計算をいたしますと、四十億二千七百万円の事業量がふえてくる、こういう計算になります。これは、合併の年は一割くらい量がふえる、第二年は二割五分、第三年は三割五分、こういうふうな計算をいたしまして、少しづつふえていくという計算であります。そういたしますと、四十二億二千七百万円の増加になるわけであり、先ほど申しましたように、五年間の節約経費をもって新建設計画を立てる、こういう建前に立つた計算であります。

次の奄美群島復興事業費、これは、従来は財政計画の外にありましたものを新しく入れたわけであり、本年の復興事業費の総額は十九億八千二百万円になっております。その公共団体関係分が六億七千万円に相なりますので、その分だけをここに載せたわけであり、あります。

それから次に、単独事業費等の節減額七十六億。単独事業費の総額は現在七百三十六億でございますが、七百三十六億のうち、今年に歳入と歳出のバランスが合いませんので、やむを得ず節減額七十六億を立てて参りたいというところであります。そういたしますと、投資的経費の総額が二千七百六十九億六千万円でありまして、歳出の消費的経費と投資的経費の合計が九千六百六十三億に相なるわけであり、あります。さらに、地方交付税の不交付団体における財政計画外の歳出、これは先ほど申しましたように、従来は地方交付税を交付団体における超過財源というふうな格好で申しておりましたが、それをこらうい言葉に直しております。不交付団体だけの問題でございます。

が、不交付団体は計画外の歳出をしていふこととあります。これを足しますと、九千七百六十一億四千六百円円の財政規模に相なるわけであり、あります。

一方歳入の方を申しますと、歳入の方は、一番左が二十九年度の収入見込額、その次が前年度との対比、三十九年度の分は三行目にござい、三十九年度は、三十九年度収入見込額は三千五百八十二億七千四百円円になっております。これは二十九年度分より五十億八千三百万円の増加になっております。増加したものと減額したものと、これはあとに表がござい、ござい、ござい、いただきたいのでありますが、大きなものだけを申しますと、増加しましたものの中で大きなものは、県民税が四十七億、たばこが、これは県、市町村合せまして三十二億、自動車税が十二億、固定資産税が四十五億であり、あります。それから減りましたものは、事業税が十二億、事業税は法人が二十七億、個人事業税が三十九億減り、あります。それから旧法の収入、古い収入が、毎年滞納整理をやっておりますので減つて参りまして、四十四億としまして減ります。それから市町村民税が六十億減ります。そういうものが大きなものであります。県と市町村とをわけますと、五十億の増額の内訳は、県の方で三十二億ばかり、ふえ、あります。町村の方でもやはり十八億ばかり、ふえ、あります。

それから次の入場譲与税であり、あります。これは百三十五億四千三百円、この中には、入場税を国でとり、ます場合に、一割は国の収入分とする、ことになっております。その一割分十

三億ばかりあります。それから来年の三月分の約十一億が入っております。従つて入場譲与税は大体入場税の総額に当るわけであり、あります。昨年よりは二十億七千万円減になります。この揮発油譲与税は、これはなく、あります。しかし地方道路譲与税がふえて参ります。金額は七十二億七千五百万円、これは半年度になりますと九十四億になります。これは揮発油税のうち四千万分を地方道路譲与税にいただきますので、この分を七十二億計上したわけであり、あります。税金全体を見ますと、地方税では五十億ふえておられますけれども、譲与税の方で二十五億減つて参りますので、税金全体としては二十四億しかふえない、こういうことに相なるわけであり、あります。

税全体を見ますと、地方税では五十億ふえておられますけれども、譲与税の方で二十五億減つて参りますので、税金全体としては二十四億しかふえない、こういうことに相なるわけであり、あります。

次の地方交付税であります。これは千三百八十八億七千七百万円、これは法人税、所得税、酒税の二二%であります。所得税、法人税、酒税の総額は、国の予算では六千三百三十二億六千万円になっておりますが、その二二%という計算であります。

次のたばこ専売特別地方交付金三十億、これはたばこ専売特別会計から交付税特別会計の方に三十億円の繰り入れがござい、あります。繰り入れたものは、地方交付税と同じような配り方をするのであります。それが三十億円、これは新しいものであります。

次の国庫支出金は二千七百九億六千六百万円、昨年よりも十二億一千八百万円減つております。義務教育の関係が三十七億ふえ、七億三十七億になっております。これは給与の関

係は七百二十四億であります。教材費の関係が十二億ばかりあります。その他の普通補助金は六百五十一億八千六百万円、昨年より十五億二千六百万円減つております。公共事業費補助金は千四百七十七億五千万円、昨年より八十七億減つております。これは災害関係が大きく落ちたのであります。次の失業対策事業関係負担金、これは失対事業が大きくなりましたので、その関係で昨年より四十八億七千万円ふえ、まして百六十八億二千円に増加いたしました。奄美群島復興事業費補助金、これは新しいものであります。五億九千万円新しく増加いたしました。

それから地方債であります。地方債の本年度の総額は千二百二十四億であります。そのうち一般会計に關係のありますものは七百七十億、昨年より百十億五千九百万円減つております。

それから次に雑収入であります。雑収入は千七百七十二億千百万円、昨年より六億一千六百万円減つております。これは使用料、手数料で六億ばかりふえておられます。高等学校の生徒が多くなつて参りますので、その関係で授業料が四億ばかりふえておられます。そのほか度量衡の検定の手数料、人口増に伴うところの手数料の増、それから水利使用料の増加等を見込みますと約六億円の増加になります。

それから雑収入の方で十二億減つておられます。これは競輪、競馬の開催日が土曜日、日曜中心となります関係で、十七億ばかり減を立てておられます。ただやはり雑入につきましても人口増がある程度勘案されますので、

その人口増の關係で雑入のふえ、ます分五億、差引しますと十二億ばかり減るということに相なります。それで歳入の合計は九千七百六十一億四千六百万円ということに相なるわけであり、あります。

その次のページは交付団体と不交付団体とわけまして、消費的経費、投資的経費の財源の配分關係を調査したものであります。

それからその次の表は本年度の起債の計画であります。昨年度と比較して簡単に申し上げます。先ほど申しましたように、本年度の起債の総額は千二百二十四億、計画額が七百七十億。そのうち普通会計分が七百七十億、二百七十四億、その他が八十億、こういうふうな区分をいたしております。

普通会計のうち地方財政計画計上分というのがAにござい、あります。それで一般補助事業分が三百七十七億であり、あります。これは補助事業の中央負担に見合ふところの起債であり、まして、地方負担額の約六〇%程度になっております。この三百七十七億のものが、昨年は四百三十億ばかりになっておられます。

次の過年度補助災害復旧事業七十二億、これは過年度災害の地方負担の八〇%くらいつけられるものとしていたしまして七十二億計上いたしました。

単独災害復旧事業四十七億、昨年は九十億ばかりであり、あります。これは火災であります。過年度の単独災害復旧事業であります。これは火災につきましましては、大体昨年の実績、過年度につきましましては、大体本年度事業量を基礎にして額をきめたわけであり、あります。四十七億のうち約三十億が過年度災害の負担

分であります。十七億が火災でありま

次の義務教育施設は百九億、昨年は百二十四億であります。このうち六・三割の分は二十六億、これは国の補助金に見合うもので約八割の充当率であります。それから単独事業分、これは二十五万坪の老朽校舎の復旧事業分と、それから生徒増の分合せまして八十三億ということになります。

次の一般単独事業百億、これは昨年は百十億であります。これは一般の府県、市町村の単独事業分でございます。次の現年度災害予備費及び退職手当充当金は六十五億、このうちで現年度分が約三十五億、退職金に見合う分が三十億であります。退職金の起債は下にもございますが、合せて六十億でございますが、財政計画上財源として見ることができずのは三十億だけということに考えております。

それから公営企業会計分は、電気事業分が百二十億、これは昨年は百億でございます。それから上水事業分百十億、これは昨年は百億であります。あと二十億追加いたしました、当初は百億であります。病院事業は十五億、昨年は十九億、交通事業は二十一億、昨年は二十億であります。その他が八億、昨年は五億であります。そこで公営企業分が二百七十四億になります。昨年の公営企業分の総額は二百四十四億、三十億ばかり公営企業分でございます。

次にその他というのがありますが、これは先ほど申しました退職金の三十億、再建整備の政府資金分五十億、合せて八十億、以上全部を合せまして千二百二十四億でございます。

右の方の欄は、これを政府資金と公募に分けておりますが、政府資金が八百九十四億、昨年の政府資金の投資は八百九十億であります。公債は二百三十億で、昨年はこれは二百億であります。

あとの数字は税収入の見込み額でありまして、先ほどこのうちで大きなものだけを申し上げたわけでございます。以上簡単に御説明申し上げた次第でございます。

○大矢委員長 なおこの審査に当って必要な資料の請求がございましたら、この機会にお申し出願いたしたいと思います。——北山君。

○北山委員 この地方財政計画については、資料をよく拝見してからいろいろ御質問したいと思っておりますが、その前に、実は三十年年度の地方財政計画については昨年来いろいろな形で発表されておるわけでありまして、自治庁の概算として発表され、またそれだつての新聞等には大体自治庁としての確定案のようなものが発表されて、何回も段階を経て変わつてきておるわけでありまして、そこでお伺いしたいのであります。昨年の九月に自治庁が昭和三十年年度の地方財政の計画概算として見積られた地方財政の規模というものは、一兆三百五十億だつたと思つて、それがせんだつて新聞等に発表されたものは九千八百十二億ということになつておる、またさう示されたものには九千七百六十一億というふうに漸次縮小されておるわけでありまして、昨年の概算については、これは吉田内閣当時の自治庁の作業でございますし、それから別として、最近このように計数が変わつてきたこの間の事情に

は、自治庁と大蔵省等との間におきまして、地方財政計画を作成するに當つて、いろいろ交渉にめんどろな問題があつたというふうに伝えられておりますが、その経過につきまして大臣及び財政部長からお話を願ひたいのであります。

○川島國務大臣 地方財政計画を作成するにつきましては、二十九年度の地方財政計画を基礎にいたしまして、それに基いて三十年度において当然減少し得る金額と当然増加する金額とを算出して、歳出の方をきめました。一方歳入につきましても、国の交付税並びに国庫支出金、地方税、雑収入、起債等いろいろ計算をいたして、たゞいまお手元へ配つた表を作成いたしましたのであります。二十九年度の地方財政計画に基いて当然の増減を計算いたしましたると、約四百四十億前後の不足を来たしておるのであります。この不足につきましては、自治庁当局といたしましては、単独事業の節約、補助事業の重点的施行による地方財政の支出の軽減、地方行政機構の改正、事務機構の改正による節約等によつて捻出するの、こういう案を作つておつたのであります。ところが、大蔵当局といういろいろ折衝いたしました、——地方財政計画そのものはともともこのまま正確に地方財政に現われるものじゃありません、大体の推定によつて作りまして、これによつて地方自治に對する国の施策を示し、また国の財政的措置の一つの方向を示すというのが目的でありまして、これが前のように平衡交付金制度でありまして、財政計画を作りまして、その足りないところは平衡交付金でみる、こういう制度であります。

れども、交付金制度になりまして、国から交付金並びに国庫支出金を与え、それに起債等を許しまして、あとは地方において財政の經理をする、こういう建前でありまして、この四百四十億前後のものは、ただいま申し上げたような各種の方法によつて、地方において捻出させて赤字を解消したい、こういう考えであつたのであります。ところが、それにしても四百四十億の赤字をどうして解消するかというところは、大体この財政計画の面において方向を示した方が適當ではないか、たとえば単独事業の節約においてどれだけ減らすのか、また機構の改革においてどれだけ減らすのかということを示した方が適當だ、こういう考えが一致しまして、今日お配りした資料を作成したわけでありまして。

○後藤政府委員 御質問の第一点の、昨年の九月に予想いたしました財政規模は一兆三百億くらいというお話でございます。これは規模は正を行つた際の財政規模でございます。従来満たされない給与関係その他投資的事業の繰り足し分等を合せますと、四百九十億ばかりあります。この四百九十億ばかりを足しますと、大体おっしゃいますような数字になると思つておるわけでありまして。

○北山委員 今の計数が変わつてきたことについてはいろいろ議論があると思つて、先ほど財政部長からのお話で、今度の財政計画についても二十八年度の決算というものを一応参照したところ、二十八年度の決算は一兆

七百億になつておるわけでありまして。ですから、大体二十八年度の財政規模から著しく地方財政の実態が減つておるといふ原因がない限りは、おそろしく現状においても一兆七百億あるいはそれ以上の財政規模を実施して地方財政は持つておると思つておる。そうすると、今度の九千七百六十一億という財政規模は、その実態よりも一億も縮小された計画である、こういうふうに見えらるるのですが、自治庁としてはどういふふうにお考えになつておるのですか。

○後藤政府委員 二十八年度の決算は一兆七百億と私申したことがあるかも知れませんが、一兆二百億くらいじゃなからうかと思つて、これは洗つてみますが、たしか一兆二百億くらいだと思つて、そのときの財政計画は九千五百十億くらいになつておりました。その規模と財政計画とそれから決算の総額との差額の中に先ほど申しましたような給与費その他の規模を要する額が入つておりました。これはもちろんわれわれが五百億くらいと申しますのは最小限度の額であります。入つておりました。従つてその数字を基礎にし、さらに今申しましたような規模は正を一応行わないといふ建前に立ちますとこの程度の数字に相なる、つまり従来通りの財政計画を踏襲して参りますと、この程度の数字になります。ただ昨年と変わつておりましたのは、一番最初に申し上げましたように、直轄の分担金が百億ばかりでございます。この百億ばかりのものは交付公債で全部まかないますので、この規模の中に入れません、外に出してあります。従つて

百億ばかりが減つたことになつており
ます。

○北山委員 二十八年度の決算は、私
の考え違ひかわかりませんが、政府が
この三月の二十五日に国会に報告をし
た報告書によれば一兆六千九百九十七億、
歳出の規模がそうなつており、決算額
がそうなつております。ですから、一
兆七千億くらいになると思ふのです
が、とにかくこれは別としまして、
三十年度の財政計画の実態と大体その
程度の開きがあるということは、自治
庁としてもお認めになつておるよう
であります。

そこで財政計画の意味についてであ
りますが、先ほど川島長官は、これは
単なる地方財政の推定である、あるい
は方向を示すだけのものである、かよ
うなお考えを申されましたが、そのよ
うにお考えでありますか。

○川島國務大臣 先ほど私がお答え申
し上げた意味で財政計画を作つてお
ります。

○北山委員 それは大蔵省の方のお考
えであつて、自治庁の方でもさうい
ふに考へておるのですか。地方財政
の大体の大ききなりあるいは見込みと
いうものを、ただ数字の上に出したの
だといふふうな非常に軽い意味に地方
財政計画をお考えになつておる。これ
は最近大蔵省側ではさういふふうな考
え方を持つており、従つて国が地方財
政に対するたとは交付税なりあるい
は補助金なりあるいは地方債なり、そ
ういふものの性質とは全然別個のもの
であるといふふうなことを大蔵省で言
うておるようになつておる。それが、
それと同じ考えを川島長官はお持
ちになつておられるでしょうか。

○川島國務大臣 交付税につきま
しては平衡交付金時代と性格が全く違
ひなつて、先ほど御返事申し上げたの
ですが、平衡交付金時代でありま
す。大体財政計画を作りまして、その不足
分は平衡交付金で見るといふ建前であ
りました。交付税の制度になりまし
てからは、国税の二二%とはつきり交
付金がきまつておりました。それにあ
る程度の地方債を認めて、その範囲内
において地方でもつて財政上のあは
れをする、さういふのでありまして、
この地方財政計画といふものは、決
して軽い意味ではないのでありまして、
これは地方で財政計画をするなり、財
政運用をする一つの基準を示す意味に
おいて必要である、かように考へて
おりますけれども、平衡交付金時代と
はその性質が違つておることを申し上
げるわけでありまして。

○北山委員 しかし現在の地方交付税
法の規定の中にも、著しく地方財政の
基準財政需要あるいは収入との差額が
違つておる場合には、その行財政の制
度を変えるなり、あるいは交付税の制
率を変えるなり、さういふことをする
のだといふ規定が、たしかあると私は
考へておるのですが、いかがですか。

○後藤政府委員 お答えいたします。
地方交付税法の中には、おつしやいま
す通り引き續いて著しい相違があつた
場合には、交付税の率を変更するとい
ふ規定がございます。従来の平衡交付
金制度でありましたれば、毎年々々不足
財源を交付金でカバーするといふ考へ
方でありまして、それが交付税制度の建
前では長い間に財源調節をやるといふ
考へ方に立つておりました。一年々々
ではやらない。引き續いて著しく財源

不足額と交付税の総額とが異なつた場
合にはやる、さういふ考へ方でありま
すので、足らなかつたからさう考へま
す。自動的に交付税の率を変更するとい
ふ建前にはなつていないといふ意味で
あります。

○北山委員 ただいまのお答えは当然
だと思つておるのですが、ただしかし交付税
の税率をきめる場合でも、やはり地方
財政の財政需要なりあるいは収入なり
といふものを見て、それによつてさう
自動的に変更にならなくても、国の
方で法律を変える、さういふふうにし
て何らかの財源措置をしなければなら
ぬといふ精神は、地方交付税法の中に
あると思つておるのです。さういふこと
をきめる場合、またさういふものを見る
場合には、その財政計画といふものが
実際の基準になると私どもは考へて、
その意味をそこに置いておるわけであ
ります。さういふ法律上の根拠のみならず、
やはり地方団体といふものは自由
地方団体自身の仕事をしておるのじや
ないのですから、その点は誤解をし
てもらつては困るのです。要するに国
の仕事は何割かやつておる、あるいは
法令で定められた仕事をやつておるの
が大部分です。それから補助金もた
くさんもらつて、そしてその指定され
た点におきまして、地方税法のワ
クといふものは、ちやんと国会できまる
わけです。さういふふうには、地方団体
は勝手に自分の好きな仕事をやつてお
るのでもないし、またその財源は自由
勝手に地方団体がきめ得るものでもな
いのですから、そこでやはり地方財政
を国がきめるのだといふ点において

は、国の方がやはり大きな責任を持つ
ておるのであり、従つて地方財政計画
といふものは、さういふ意味において
国の立場から地方財政に対するいろ
んな措置を考へる場合に必要だから作
るのだといふことは当然のことだと私
は思つておるのですが、大臣はどうい
ふふうにお考えですか。

○川島國務大臣 お話の通り地方財政
計画に基いた財政規模と、現実の財政
規模とが違つておるといふことは事実
でありまして、その差を消してしま
して一致させることが必要なのであり
ます。今日現実と地方財政計画にある規
模との相違の大きなものは、主として
給与であります。給与につきまして
は、現在国家公務員並びに地方公務員
の給与の実態調査をいたしておりま
して、これが最近完了する予定になつ
ております。さういふ資料を集め、な
お地方の行政機構の簡素化、事務の簡
素化等による削減等もいろいろ勘案し
まして、新しくその点は解決しなければ
ならぬかと考へておるのですが、今日
の段階においては、一応二十九年度の
財政計画を基礎としたさういふ案を
作つたわけでございます。

○北山委員 大臣の先ほどの地方財政
計画に関する説明の中にも、地方の赤
字の問題について触れておりましたが、
この提出になりました地方財政計画と
いふものは、昭和三十年年度において、
地方財政の赤字が出ないといふよう
な見込みのもとに立てておる計画で
ございませぬか。つまり昭和三十年
度、大体この財政計画を基礎にしてい
けば赤字が出ない、さういふふうな見
込みで、この三十年度の財政計画にお
いては、従来の赤字原因といふものを

解消
することになつておる。

するよりな措置を考へられて作つたも
のであるかといふのです。過去の赤字
ではございません。

○川島國務大臣 三十年度の地方財政
計画の表におきましては、一応赤字の
出ないことを期待して作つておるの
でありますけれども、しかし先ほど来
お話し申し上げておる通り、実際の地
方財政計画に基いた財政規模と現実の
財政規模との間には、二十八年度にお
いても、二十九年度においても相違が
あるのでありますから、これは決算に
おいてあるいは赤字が出るかもしれま
せんけれども、私どもは決算に
は、一応三十年度の財政計画において
は赤字が出ないと考へてやつておるわ
けであります。

○北山委員 この問題を追及してい
けば問題はたくさんございませぬが、時
間も要りませぬので、またあらためて
ことにいたします。ただ申し上げてお
いたのは、ことしの三月二十五日以内
閣議報告書の中に、赤字原因として列
挙されておるものがあるはずでござい
ます。ただいまお話のような人件費の負
担が多いとか、あるいは国庫補助の率
が低いとか、あるいは災害の復旧のた
めに非常に地方財政が苦しいとか、い
ろいろ赤字原因があつておるわけであ
ります。従つて、赤字を除去するとい
ふことでは、さういふふうな原因を
一つ一つ、たつた一つでもいかにこの
財政計画の上において、あるいは今後
の財政措置によつて、この赤字の原因
を解消するよりな措置が考へられてお
るかといふことではございませぬが、
この問題についてはさらにお聞きを
するにいたします。

なおこの機会にお尋ねをしておきますが、この財政計画に関連する地方税法、あるいは自治法、あるいは再建整備に関する法案等は、大体どういう順序で、いつごろお出しになる予定でございますか。

○川島國務大臣 ただいま関係各省間と折衝中でありまして、一日も早く折衝を終りまして、提案して御審議を願いたい、かように考えております。

○北山委員 このうちで地方税法の改正案は、これは堂々と新聞に発表になつたわけでありまして、そのうち遊興飲食税の部分については、民主党の政調会の意見を取り入れて、大体现行通りやるといふふうにも伝えられておりますが、その通り考えてよろしゅうございませうか。

○川島國務大臣 遊興飲食税につきましては、税率を下げまして、しかも現在の収入を確保するために、公給領取書制度をとらうという案があつたのであります。公給領取書の発行につきましては、相当疑問がありますので、はたしてこれが確実に行われるかどうかといふことについては、検討を要する点があるので、一応これを取りやめたわけでございます。従いまして、遊興飲食税につきましては、現行通りにいたすつもりでございます。

○北山委員 次に、この財政計画の内容にもありますが、地方団体の寄付金、負担金の抑制の問題であります。これはこの前にも西田前長官からお話があり、鳩山内閣の一つの公約のようなものであります。たしか閣議でもつてその方針も決定されているように聞いております。ところが先ほどのお話でございますと、再建整備の法案の中

にこれを入れるんだというふうなお話でございますが、なぜ地方財政法そのものの改正でもつてお出しにならないのか、なぜ再建整備の法案の中でこれを処理するといふのであるか、その点を承わりたいのであります。

○川島國務大臣 再建整備を施行する団体だけにやるのではありませんで、全体の地方団体に對してこれを実行させるつもりでございます。必要ならば法的措置をするつもりでございます。

○後藤政府委員 寄付、負担金の抑制の措置は、もちろん地方財政法の問題でございます。従つて、地方財政法だけを切り離してやるべきかと思つても、再建整備団体との関連の問題がございまして、再建整備関係の法律の中に入れて一掃に御審議を願つて、地方財政法の改正をいたしたい、かように考えている次第であります。

○北山委員 しかし寄付金、負担金の問題は、単に地方財政赤字の問題と関連するだけではないと私は思うのです。国の機関あるいは施設に對して、地方団体が寄付をするといふことが間違つていふのは、単に地方財政にそれだけの負担をかけるから、こゝろいふ意味じゃなくて、ある場合には、今の地方財政法の中にもありますように、警察なりあるいは検察庁なり、そういうような権力機関に對しては、たゞ市町村といへども寄付をするといふことは好ましくない。そういう趣旨から、この寄付金、負担金を抑制しなければならぬといふ、別な意味もあるわけですから、従つて、また現実に赤字団体になつておられない団体でも、やはりこの財政責任の限界をはつきりする。

国や府県、市町村がそれぞれ財源がきまつておりますから、その範囲でもつて、自分の権限に属する仕事をやるのだというふうな責任、それから負担の範囲を明確にするという意味があるわけでありまして、単に赤字再建整備というふうな中に突っ込んで、寄付金、負担金の問題を規定するといふのは、私は考え方が間違つていふところだと思いますが、重ねてお伺いします。

○後藤政府委員 御意見よくわかるのですが、私どもの財政法を改正いたしたい点を申し上げますと、まず第一は起債の問題であります。現在起債につきまして、こまかい規定を置いておりました。退職金等の経費については起債はできません。従つて、この退職金の起債を認める規定を置かなければなりません。それはしかし再建整備団体を中心と考えているのでありますから、そちらの方との関係がござい

ます。それから寄付金、負担金の問題につきまして、これは赤字のある団体とない団体との区分をする必要がやはりあるのではないかと。本来寄付金、負担金といふものは悪いといふことではなくて、赤字をしようしながら寄付金、負担金を出しておるといふところに問題があるのでございますから、赤字団体に限つてある程度の規制をするといふのが、やはり自治団体としての性格から当然ではないか。こゝろいふ考え方に立つて見ますと、やはり赤字団体といふことになつて参ります。そうすると赤字団体のものでもありますれば、再建整備の一環としてそれは再建整備団体の指定を受けようと思つて、やはり赤字団体としての考え方に立つ方がいいのではないかと、こゝろいふ意味で、こ

れは長い間の恒久的な改正法ではなくて、やはり臨時的な改正法という考え方があります。これらの改正もそのほか直接負担金に関連する方の問題もございまして、そういうものを永久に地方財政法の改正として入れないで、やはり再建整備から起る問題とし、やはり暫定的な立法にする必要がありはしないか、こゝろいふ意味からあわせて改正いたしたい、かように考えておる次第でございます。

○北山委員 その点については地方団体が一般的に寄付をするといふことは差しつかえないとしても、国と府県と市町村というふうな財源が規定され、しかも公共の行政をやる場合の事務の配分といふものがきまつておる場合には、やはりそういう点から規制する必要がある、こゝろいふふうな意味合いで、私どもはこの寄付金、負担金の関係については、それ以外のいろいろな団体は別として、国や府県、市町村との関係においてはこれを明確にする必要があるんだ。単に赤字団体だから寄付しなさいかぬ、赤字がなければ寄付してもいいといふ簡単な問題ではないと思つて、ですからこれはまた別に議論することにいたしました。

最後にちよつとお伺いしたいのはこの財政計画のおしまひの説明の要旨のところ、根本的な地方行政機構の改革というふうなことをうたつておりますが、現在地方制度調査会の小委員会において、その機構の改革について審議をされておると聞いております。けれどもこれはすでに御承知の通り地方制度調査会の委員は、国会あるいは地方団体の連合体の代表者等の委員は、そ

れぞれみな變つてきております。従つて現在の小委員会というものは、いわば前の申し合せによる審議の進行ではなからうか、従つてあらためて地方団体等の代表委員並びに国会の新しい委員なり、そういうものによつて新しく總會を開いて、そうして審議をし直すべきじゃないかといふように考へるわけでありまして、単に前の小委員会にだんだん審議をさせておるといふようなやり方は適當でないと思つておりますが、大臣はどういふふうにお考えですか。

○川島國務大臣 地方制度調査会の答申は、これを参考にいたしまして、政府の責任において立案いたしまして御審議を願ふことなるのであります。地方制度の方は第一は都道府県庁の庁内の機構の問題であります。第二は行政委員会制度の問題であります。もう一つは議會の問題であります。この三方からいろいろたいだいま研究をいたしまして、なるべくできる範囲で大幅な改正をいたしたいと考へておりますが、しかし根本的な地方行政機構の改革であるところの、府県の道州制でありますとか、府県の廃合等は今日まだこれを成案を得まして御審議を願ふ程度には至つておりません。今日はできる範囲内において大幅な改正をいたしまして、地方財政の健全化をはかりたい、こゝろいふ考へを持っております。

○中井委員 きょうは財政計画に對する説明を何つて質問はあつたことですから、あとに譲りますが、資料という話でありましたから、ちよつと北山さんがお尋ねしたことに関連するのですが、行政事務及び行政機構の簡

素化を推進するということを第一に大臣がうたっておりませんが、これによって本年どれくらい節約になるか、これを一つ資料としてはつきり出していただけるかどうか、ちよつとお伺いいたします。

○後藤政府委員 お答えいたします。行政事務の簡素化、合理化によりますものは大体六億でございます。これは十月ごろから手をつけまして半年分ということになります。本年度はそう大きく落ちませんので六億ぐらいいし見ておりません。この内訳は後ほど皆さんに内容をお配りいたしたいと考えております。

○中井委員 これについてできるだけ詳細な資料を一つお願いしたいと思っております。と申しますのは、これは叫ばれてからずいぶん長くなるのであります。具体的にはつきりときまつた段階にはなかなかない、今川島さんのお話を伺つてそういうことを特に感じたのであります。これはしかし小手先の細工ではなかなかに節約はできません。と申すので、一つ資料をお願いをいたしたい、かように考えます。

それから先ほどの北山さんのお尋ねにちよつと関連をする寄付金の問題であります。これは私考え方をほつきりとしていただきたいと思つております。寄付金には国や府県に対する市町村の寄付金、それからそれ以外の青年会、婦人会に対する寄付金というものに分れるだろうと思つてあります。が、われわれのいつも町問題にしますのは、国や府県に対する寄付金なんです。そうしてそのことはこれまでたびたび言いました。なかなか実現を見ない、しかも法律にはつきり書い

てある問題は、私はこれを府県や市町村にいづら言つたところではなかなかに改めたいと思つて。政府自体の問題だと思つてあります。どうぞ政府自体におかれても、国家の機関が下部機構に對して寄付を強要するというようなことのないように、これについて一片の通牒では私にだめだろうと思つてあります。もつとはつきりした態度を一つ示していただいたらどうかと思つてあります。川島さんの意見をちよつと伺つてみたいと思つてあります。

○川島国務大臣 ただいまのお話ごもつともでありまして、再建整備法の中にはつきり規定するつもりでおります。

○中井委員 私お尋ねしているのは再建整備法の中にそんなものを組んだところで何にもなりません。国や県の機関そのもの、政府でありましたら政府機関が下部に對して寄付を強要してはならぬということ、このことを明白に行政措置としてやられる必要がある、それでとまらぬならば罰則でも一つ作つたらどうですか、そういうことを私はお尋ねするのであります。大臣の見解を伺いたい。

○後藤政府委員 先ほどお話をいたしました地方財政法の改正の規定の中に、お話のような点の規定を入れたいと思つてあります。今の財政法の規定では強制制を当としてはいけぬという上からの規定はございますが、出してはいけぬという規定はないのであります。ですから任意寄付という格好で出して、これを下から押さなければ、つまり地方団体は出してはいけぬという規定を作らなければいけないわけでありまして、そういう規定を置くと同時に

に、先ほど申しましたように実質の赤字のあります団体につきましては、市町村、府県それぞれ財政需要額の一定割合以上を出しますときは、市町村でありますれば府県、府県でありますれば国の協議を要する、こういう規定を設けてその程度の規制をいたしたい。かように考えております。その規定は先ほど申しましたように地方財政法の規定の改正であります。これは永久的なものではなくて、やはり臨時のものという考え方に立つて、再建整備法の法律の中に地方財政法の改正規定を入れて出したい、かように考えておるわけでありまして。

○中井委員 私が申し上げておるまた御意見を伺つておることとお答えがどうもちがはぐんでありますが、私も言いたいことは、たとえば検査庁を五百万円で新築する、ところが予算が足りないの、あと二百万円かかるが、これは関係の府県、市町村に一つ寄付を頼むという形で、これまで国家機関が寄付を下部機構であります府県、市町村に強要をいたしてあります。形の上では寄付採納伺いというのをとりましてやつておりますけれども、裏から見ると、実質上はもう強制寄付なのです。この市では幾ら、この村では幾ら、人口比率で行くとかなんとかいうことでやつて参る。この金額は相当なもので、特に全国の町村は非常に困つておると思つて。町村会ではしばしば問題になつておると思つてあります。これを防ぎます方法といたしまして、今はそういうふうな地方財政法がありますけれども、それだけではいけません。私は国の機構自体の内部において、それこそ皆さんの命令系統であり

ますが、そういうことをしてはならぬというはつきりとした行政措置が必要ではないかと思つております。その点について大臣の見解を伺つてみたい、かように思つております。

○川島国務大臣 私はお考えに全く同感でありまして、そういう措置をした整備促進法の中に、それを盛り込もうと思つておるものであります。なお私どもの考えで不十分の点がありますれば、御意向も取り入れて、今後提案の際によく考究いたします。

○門司委員 この機会に資料を二つ、三つお願いしておきたいと思つております。それは二十九年度公債債の実績がどうなつておるかということ、これは三十二年度は公債債にかなり逃げられておりますので、これが完全に消化できるかどうかということの資料にしたいと思つております。二十九年度における公債債の実績を知らしていただきたい。各府県別の、次に資料を頼んでおきたいことは、国庫負担金及び普通補助金さらには、国庫負担金の補助金等に關する二十九年度の実績を一応調べてもらいたい。これは年度内に支給されておるかどうかが財政計画に大きな關係を持つておりますので、それを一つ明細に出していただきたい。

それから次にもう一つ頼んでおきたいと思つておることは、昭和二十九年度の財源不足額の推定であります。これは五月までの会計の収支がまとまらぬと思つておるもので、九月ごろでなければほんとうのものではないと思つておる。大体推定はできておると思つておる。二十九年度の赤字が大体四百六

十二億と書いてありますが、二十九年度の推定が一体どのくらいになつておるのか、これを一応出しておいてもらいたいと思つております。

もう一つは二十九年度の地方債の現況であります。先ほど申し上げましたのは公債債の実績であつて、今度は地方債の国の負担分を一応どのくらい消化されておるか出しておいてもらいたいと思つておる。それからなおその事業別を一つ出しておいてもらいたいと思つておる。このことの資料をいただきたいと思つておることは、今度の計画の中で、地方債に關して部長のお話では、これは私の聞き違いかもしれぬと思つておる。非常に大きな問題だと考へておることは、退職金その他に振り当てるために起債を許したいといふことが言われておる。これは起債の本質からいふと非常に大きな誤りでありまして、私は起債はそういうものに充たすべきではないと思つておる。これこそ将来地方財政をまた破綻に導く一つの原因をこしらえておるのではないかと。金を借りて、払うめどのないようなもの、仕事の十分にできないもの、これは地方の財政計画と非常に大きな關係を持つておる。事業債である場合には大体事業が始まるまでは元金を払わないとか、耐用年数を越えてはならないという常識が起債に關してはあつてはならない。そういう常識の度を越えたところの行方をしておると、地方財政に將來大きな影響を持つてくる。だから先ほど申しましたように一応地方債の現況を報告してもらいたい。そういうことを資料として一つ至急に出してもらいたいと思つておる。この際要求いたしておきます。

○後藤政府委員 今の御要求の資料のうち、二十九年年度の公債償還、はつきりわかっておりますのは市場公募がわかっております。繰越募集の分は五月の終りまでに大体話をつけるわけでありまして、各地方団体とも最後の折衝をやっております、今のところどのくらい消化できないものがあるかというところがわかりかねるものがありますので、これはもうちよつと先の方がいいのじゃないかと思ひます。今調べましても消化できないという数字が集まらず、またところによつては逆にそれは消化しますとか、資料の要求の仕方によつて、非常におかしな数字が出てきますので、当てにならない数字になるかと思ひます。従つてこれはちよつと今のところわかりかねます。二十八年度はございませぬ。二十八年度は一番公債の額が多かつた年でありませぬが、二十九年度はちよつと今のところ集める段階になつておりませぬ。これは御勘弁を願ひたいと思ひます。

○門司委員 今のお話ですが、私はその通りだと思ひます。その通りだと思ひますが、私が頼んでおりますのは、たとえは補助金にしてもそういうことになつておるから、自治体は一応全部これを立てかえ払いするか、あるいは翌年度に繰り越す以外にないのであります。ここに自治体の赤字の一つの大きな原因があるのです。しかも地方自治体は実情に沿わぬごくわずかな補助金をもらつての当てにして仕事をした、それを払わないから来年度に繰り越すという事で、正しい赤字の数字が出ていないと思ひます。ここに地方制度についての一つの大きな欠陥がある。この欠陥を是正するには、現実の姿を知らなければ、次の補助金などで財政計画をやつてみたところで、赤字の解消にはなりやしない。毎年これを繰り返していれば、赤字ができるばかりです。赤字を誘発する。今のやり方は赤字の誘い水みたいなものです。だからできるだけこれを各省に話をしてもらえば、各省はわかると思ひます。これは地方の自治体でなくとも私は各省でとれると思ひますから、各省に当てもらひたいと思ひます。

○大矢委員長 今のお話ですが、これはちよつと今のお話の公債償還の問題であります。これも今と同じことな切りが三月三十一日になつておる限りにおいては、公債償が五月一ぱいというよりなことをやつていけば、一体借金の利息はいつ払うのですか。借金の

利息だけは年度内に払つておつて、金はあるから借りるといふようなばかばかしいことができるから、こういう問題が起きてくる。だからその点は、資料がなければいい、集まるだけではないのです。私は何も無理なものを要求しようとは思ひませぬ。集まつたものでいいと思ひますが、われわれが心配しておるものは、三十年年度の財政計画で将来の赤字がなくなるといふ方針を立てるには、やはりこれらの実績を見なければ、ほんとうの計画はなかなか立ちかねると思ひます。だから今お話を申し上げておるのであります。これだけ集めていただくように頼んでおきます。

○北山委員 私私資料を二、三お願ひしておきます。それは先ほどお話の寄付金、負担金ですが、その調査をたしか行政管理局でやつておるはずであります。これはまだ全部そろわないと思ひますが、そろつただけでもけっこうでございますから、なるべく早くお出しを願ひたい。

それから補助金と見合いの地方負担の関係、つまりことしの政府予算一般会計の公共事業費あるいは食糧増産対策費に見合う地方負担がどれくらいあるか、これは資料が当然あるはずでありますから、この資料をお願いいたします。

○大矢委員長 この際私からもお願いしておきます。例の財政計画に最も関係の深い地方税法、それから地方財政法の一部改正があるいは地方財政再建整備法が何か知らぬがそういうもの、さらに地方自治法の改正、これは最も関係が深いですが、これは大体いつごろ出る予定ですか。今北山君の質問に

対してできるだけ早くということはあるが、大体の予定というものを、この際明らかにしてもらひたい。

○川島國務大臣 地方税法はすぐ御提案するようになつております。閣議も決定しておりますから、それからほかのもの、最終は今月の三十一日まで全部出すつもりであります。それまでになるべく早く出すようにとりはからいます。

○大矢委員長 それでは一つできるだけ早く出してもらふと関係が深いのであります。それから先ほどの資料もできるだけ早くお出しを願ひたいと思ひます。

午後三時三十三分散会